

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式 - 2 (急)

土砂災害警戒区域・
土砂災害特別警戒区域
区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域

- 急傾斜地斜面内の区域
- 土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m²を超える
- 土石等の堆積の高さが3mを超える区域
- それ以外の区域



縮尺
1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	-464.002
告示番号	新潟県告示第446・447号	箇所名	湯谷
告示年月日	平成24年3月30日	所在地	ミナミウオヌマシユヤ 南魚沼市湯谷